



仙台空港発着

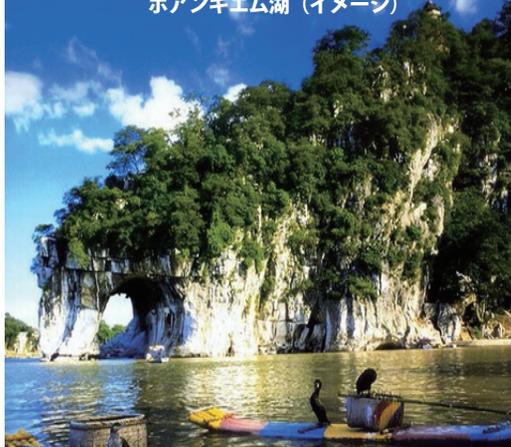
中越国境を陸路で越える旅

ベトナム (ハロン湾・バチャン村・ハノイ) と桂林・南寧をめぐる8日間



| 仙台空港発着 | | |
|---|-----------------|----------------|
| 旅行期日 | 旅行代金 | 一人部屋追加代金 |
| 2014年 11/30・12/14 2015年 1/25・2/8・3/8 | 188,000円 | 39,000円 |
| 上記料金は大人お一人様2名1室ご利用の場合の旅行代金 | | |

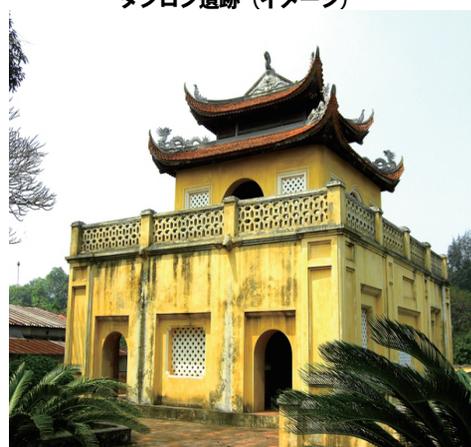
ホアンキエム湖 (イメージ)



ハノイ市内 (イメージ)



タンロン遺跡 (イメージ)



● 旅行企画・実施



観光庁長官登録旅行業第1546号
国際航空運送協会(IATA)公認代理店 日本旅行業協会(JATA)正会員

株式会社ワールドトラベル

〒984-0015 仙台市若林区卸町4-3-1

総合旅行業務取扱管理者: 加藤 重雄

TEL: 022-232-8051 FAX: 022-232-8085

www.world-travel.co.jp

旅行条件

| | |
|---------|---|
| 最少催行人数 | 10名様 |
| 食 事 | 朝6回・昼6回・夕6回 |
| 利用航空会社 | アジアナ航空OZ(エコノミークラス) |
| 利用予定ホテル | 【ハノイ】ライクサイド【ハロン湾】スターシティ 【南寧】国宇代酒点【桂林】桂林賓館スペリアークラスホテル利用 |
| 添乗員 | 仙台空港より、添乗員が全行程同行いたします。 |

※国際航空保険、国際燃油サーチャージ、ベトナム空港税、仁川空港税を別途請求させていただきます。

～中越国境を陸路で越える旅～

ベトナム(ハロン湾・バチャン村・ハノイ)と桂林・南寧をめぐる8日間

| 日程 | 地名 | 現地時間 | 交通機関 | スケジュール | 食事 | 機内 |
|----|------------------------------------|----------------|---|---|-------|----|
| 1 | 仙台 仁川 仁川 桂林 | 午後 夜 | アジアナ航空 アジアナ航空 専用車 | アジアナ航空(OZ)にてソウル(仁川)経由、桂林へ 着後、専用車にてホテルへ | --- | 機内 |
| 2 | 桂林 | 午前 午後 | 舟 専用車 | 朝食後、山紫水明の世界、漓江下りをお楽しみください(竹江～陽朔までの予定です) 西街散策と陽朔観光へ | ○ ○ ○ | |
| 3 | 桂林 南寧 | 午前 午後 | 専用車 (380* 4.5h) | 午前、【桂林市内観光】 象が水を飲んでいるように見える奇岩○象鼻山、パンダにも会える市民の憩いの公園○七星公園(パンダ館)など 午後、広西チワン族自治区の区都『南寧』へ 中国内陸部の田舎風景を見ながらのバスの旅 | ○ ○ ○ | |
| 4 | 南寧 憑祥友誼関 国境越 ドンダン ハロン湾 | 午前 午後 | 専用車 (190* 2.5h) 国境越 専用車 (260* 4.5h) | 朝食後、ベトナム国境の町 憑祥友誼関へ 着後、出国手続き後、陸路ベトナム領ドンダンへ 入国手続き後、ベトナム側の専用バスにて乗り換えて ランソンの街を経由し、一路ハロン湾へ 到着後、夕食はベトナム海鮮料理でお楽しみください | ○ ○ ○ | |
| 5 | ハロン湾 ハノイ | 終日 午後 夕刻 | 船 専用車 | 海の桂林と呼ばれ、数多くの奇岩が海上に乱立する 世界遺産のハロン湾クルーズをお楽しみ下さい 昼食は、船上で海鮮料理をお楽しみ下さい その後、ハノイへ向かいます 水上人形劇鑑賞 | ○ ○ ○ | |
| 6 | ハノイ | 終日 | 専用車 | ハノイ市内観光&世界遺産タンロン遺跡観光 ホーチミン廟、ホーチミンの家、 一柱寺、文廟、アンキエム湖、 ハノイ旧市街、タンロン遺跡など | ○ ○ ○ | |
| 7 | ハノイ ハノイ | 終日 夜 | 専用車 アジア航空 | バッチャン陶器村観光 工場見学へご案内 その後、お買い物へご案内 空路、ソウル(仁川)へ | ○ ○ ○ | |
| 8 | 仁川 仁川 仙台 | 朝 午前 午後 | アジアナ | 着後、仁川空港内にてショッピングなどをお楽しみ下さい 免税店、韓国料理店、マッサージ店などをご利用下さい 空路、仙台へ 着後、解散となります ～お疲れ様でした～ | --- | 機内 |

※上記スケジュールは現地交通事情などにより、一部変更が生じる場合があります。

■ご旅行条件(抜粋) 詳しい旅行条件を説明した書類をお渡しいたしますので事前にご確認の上お申し込み下さい。

●この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面です。旅行契約が成立したときは、同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

■募集型企画旅行契約
この旅行は、株式会社ワールドトラベル(観光庁長官登録旅行業第1546号 以下「当社」といいます。)が企画し、実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)と締結することになります。

■旅行の申し込みと旅行契約の成立
所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お1人様につき下記の申込金を添えてお申し込みください。旅行契約は、当社が契約を承諾し、申込金を受領した時に成立します。申込金は旅行代金、取消金または違約料のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

■旅行代金に含まれないもの
前項に記載したもの以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
(1) 超過手荷物料
(2) クリーニング代、電報、電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用、各国航空税等
(3) 渡航手続関係諸費用
(4) 希望者のみ参加されるオプションツアー(別途送料の小旅行)代金
(5) 日本国内の空港施設使用料
(6) 日本国内におけるご自宅から発着空港までの交通費、宿泊費
(7) 傷害・疾病に関する医療費等
(8) 海外旅行保険料(任意保険)

■旅行保証
(1) 当社は、パンフレットに記載した契約内容のうち、重要な変更が生じた場合、旅行代金の1%～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、募集型企画旅行契約につき15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のとき、および免責項目にあたる場合は支払いません。詳しくはお問い合わせください。
(2) 当社は特別補償規定に定めるところにより、一定の補償金・見舞金を支払います。詳しくはお問い合わせ下さい。

■当社の責任および免責事項
当社は当社または手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して二年以内(当社に対して通知があったときは起算して二十一日以内)に当社に対して通知があったときは、損害発生の日から起算して二十一日以内に当社に重大な過失がある場合を除き)として賠償します。但し、次のような場合は原則として責任を負いません。天災、地震、戦乱、暴動、運送宿泊期間の事故の変更もしくは中止、官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

■お客様の交替
お客様の交替に関してはこれに要する手数料として10,000円を頂きます。但し、当社にてお名前の変更が受けできる場合に限り。なお、ご出発日、コースの変更につきましてはお取消料と同額となります。

■基準日
この旅行条件は2009年3月1日現在の通貨・料金を基準としております。なお、旅行代金の変更については定める当社約款第13条の規定の適用に関しては、幅運賃制であるIT(包括旅行)運賃の適用を受ける旅行代金は、認可された幅の範囲内での航空運賃の増額または減額による旅行代金の変更はありません。

| 区分 | 申込金(お1人様) |
|------------------|-----------------|
| 旅行代金が30万円以上 | 50,000円以上旅行代金まで |
| 旅行代金が3万円以上30万円未満 | 30,000円以上旅行代金まで |
| 旅行代金が3万円未満 | 旅行代金まで |

■旅行代金のお支払い方法
旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前にお支払いいただきます。以降のお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定して表示した金額を言います。ただし各種追加・割引代金がある場合には、これに加えて減額した額をいいます。この額は申込金、取消料および変更補償金を算出する際の基準となります。

■旅行代金に含まれるもの
(1) 旅行日程に記載した航空機、船舶、鉄道、バス等利用運送機関の運賃・料金(記載のない限り、エコノミークラス利用)。
(2) 旅行日程に記載した宿泊料・食事料・観光料(ガイド料・入場料)およびこれらに付随する税・サービス料(パンフレット等に特に記載がない限り、2人部屋に2人3つの宿泊と基準とします)。
(3) お1人様スーツケース1個の手荷物運送料(原則としてお1人様20kg以内) また一部空港、駅、港、ホテルなどでポーターの人数が少ない場合や、いない等の理由によりお客様自身で運送していただくことがあります。
(4) 旅行行動中のチップ
(5) 添乗員付きコースの場合の同行に必要な諸費用
(6) 運送機関の課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)

| 渡航手続料 | |
|---------------------------------|------------------|
| ① 出入国記録簿を当社で作成するとき |1人につき4,000円 |
| ② 旅券申請書類の作成代行をするとき |1人につき4,000円 |
| ③ 各当該料金を合算して申し受けます。 | |
| ④ お客様に自身で各手続きを行われる時は、料金をいたしません。 | |
| ⑤ 各国査証代および予防接種料 |実費 |

| 旅行契約の解除料 | |
|-------------------------|-----------|
| ① 旅行開始日の前日より前日以前に解除する場合 | 旅行代金の10% |
| ② 旅行開始日の前日より前日以前に解除する場合 | 旅行代金の20% |
| ③ 旅行開始日の前日より前日以前に解除する場合 | 旅行代金の50% |
| ④ 旅行開始日の前日より前日以前に解除する場合 | 旅行代金の100% |

注:「ピーク時」とは、旅行開始日が12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、および7月20日から8月31日までをいいます。

■その他
当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。お申し込みの際とパスポート記載の名前が違う場合は、ご旅行に参加いただけません。出発前には、加害者への賠償金請求や賠償金回収が困難な場合があります。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で十分な額の海外旅行傷害保険に加入されることをお勧めします。海外旅行傷害保険については、当社または販売店の係員にお問い合わせください。

旅行傷害保険加入のお勧め